

吉岡町郵便入札運用基準

令和4年12月15日吉岡町企画財政課

(目的)

第1条 この基準は、吉岡町が執行する書留郵便により特定の期間に入札書を提出させる入札及びこれに関連する事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 紙入札 ぐんま電子入札共同システムにおける電子入札システムを使用しない紙による入開札及び見積り合せに関する事務をいう。
- (2) 郵便入札 紙入札のうち、書留郵便を用いて執行される入札及び見積り合せに関する事務をいう。
- (3) ぐんま電子入札共同システム 主に次のサブシステムから構成される、吉岡町が発注する調達関連業務を行うための情報システムをいう。
 - ア 電子入札システム 入開札及びこれに付随する事務を電子的に執行するためのサブシステム
 - イ 入札参加資格受付システム 入札参加資格申請及びその受付を電子的に行うためのサブシステム
 - ウ 入札情報公開システム 発注案件情報、開札結果、入札参加資格者名簿等を電子的に公開するためのサブシステム
- (4) 発注担当者 吉岡町において、発注に係る業務を担当する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この基準は、次の各号に掲げる入札案件（以下「郵便入札案件」という。）に対し適用する。

- (1) 吉岡町があらかじめ郵便入札で行うものとして指定し、及び公表した競争入札に付する役務業務、物品購入等の調達案件
- (2) 吉岡町電子入札運用基準第3条各号に規定する案件（以下「電子入札案件」という。）において、入札に参加する者又は入札に参加しようとする者（以下これらを「入札参加者」という。）が吉岡町電子入札運用基準第5条の規定により紙入札に移行した場合の入札の運用
- (3) 紙入札に移行した電子入札案件
(郵便入札案件の受付期間等)

第4条 発注担当者は、郵便入札を執行するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準により期間等を設定するものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第20条第3項に定める見積期間 入札公告日又は指名の通知、入札の参加資格確認結果の通知をした日の翌日から入札書受付締切日までの期間とする。
- (2) 入札書受付開始の日 入札書受付締切日の2日前を基準とする。
- (3) 入札書受付締切日時 開札予定日から起算して前日（閉庁日の場合は、それ以前の

直近の開庁日)の午後4時を基準とする。

(4) 内訳書開封予定日時 事前準備に要する最低時間を考慮し設定する。

(5) 前各号に該当しない日時 従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

2 入札書は、発注機関に到達した時点で受け付けられたものとする。

(入札説明書等の電子ファイル)

第5条 発注担当者は、入札説明書等を原則として書き換えのできないPDF (ACROBAT 3以降のバージョン) 形式により作成し、ぐんま電子入札共同システムにより展開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注担当者は、申請書等のうち入札参加者が提出するために編集を要するものについては、次の各号に掲げる形式の電子ファイルとして作成するものとする。

(1) 拡張子が「. docx」であるもの

(2) 拡張子が「. xlsx」であるもの

(3) 拡張子が「. txt」であるもの

(4) 拡張子が「. csv」であり、かつ、カンマ区切りの形式であるもの

3 発注担当者は、電子ファイルの圧縮を行う場合は、ZIP形式 (自己解凍方式のものを除く。) を使用するものとする。

(入札手続に必要な様式)

第6条 入札参加者は、入札に係る手続に当たっては、入札書等の必要な様式を吉岡町ホームページから入手し使用しなければならない。

(積算内訳書の提出)

第7条 発注担当者は、郵便入札案件により発注したときは、入札参加者に対し、第12条に規定する方法により積算内訳書の提出を求めるものとする。

(積算内訳書の事前確認)

第8条 発注担当者は、入札参加者から提出された積算内訳書について、入札書受付締切日時後に事前に確認することができるものとする。この場合において、発注担当者は、積算内訳書の内容が対外的に漏洩することがないように、開札日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(物品リース業務におけるリース契約予定業者選定届の提出方法)

第9条 入札参加者は、郵便入札案件のうち物品リース業務については、あらかじめ、指名通知書等に記載されている案件名、リース会社の所在地、商号又は名称並びに代表者職氏名を明記したリース契約予定業者選定届を提出しなければならない。

(入札説明書及び郵便入札案件内容に対する質問及び回答)

第10条 入札参加者は、質問を行うときは、質問受付締切日時までにファクシミリにより質問しなければならない。この場合において、質問には、入札参加者を特定することができる内容を記載してはならない。

2 入札参加者からの質問に対する回答は、原則としてファクシミリ又は発注図書を掲載した方法により行うものとする。

3 発注担当者は、質問内容に入札参加者を特定することができる内容その他不適切な内

容が含まれていると判断したときは、その質問に対して回答しない等の措置を講ずることができる。

(辞退)

第11条 入札参加者は、入札書の提出を辞退するときは、入札書受付締切日時までに持参、郵送又はファクシミリにより入札辞退届を提出しなければならない。この場合において、入札辞退届を提出した者が既に入札書を提出しているときは、当該入札書を開封せず、返却しないものとする。

(入札書の提出方法)

第12条 入札参加者は、入札書及び積算内訳書を次の各号に掲げる方法で提出しなければならない。この場合において、入札参加者は、提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (1) 入札書及び積算内訳書の提出に当たっては、二重封筒を用いること。
- (2) 入札書を入れて封かん及び封印した封筒（以下「内封筒」という。）の表面に入札者の商号又は名称、指名通知書等に記載の案件名及び入札書在中の旨を記載すること。
- (3) 内封筒及び積算内訳書を入れて封かんした封筒（以下「外封筒」という。）の表面に入札者の商号又は名称、指名通知書等に記載の案件名及び入札書在中の旨を記載し、指名通知書で指定した提出先を宛名とすること。
- (4) 前3号の規定にかかわらず、指名通知書等で別段の方法が指定された場合は、その方法を優先すること。
- (5) 外封筒は、一般書留又は簡易書留による郵送により入札受付日から入札受付締切日時までに到着するように発送すること。

(入札書に係る遵守事項)

第13条 入札参加者は、入札書を作成するに当たり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指名通知書等に記載の案件名及び案件場所を記載すること。
- (2) 入札者の商号又は名称（支店、営業所等に入札や契約の権限等を委任して事業活動を行っている者は、当該支店、営業所等の名称）及び代表者職氏名を記載すること。
- (3) 代表者の印を押すこと。
- (4) 入札金額を記載すること。
- (5) 任意の3桁の算用数字によるくじ番号を記載すること（入開札会へ入札参加者の参加を求める場合は、要しない。）。

(開札までの内封筒の取扱い)

第14条 発注担当者は、内封筒については、入札書の内容が対外的に漏洩することがないように入札書受付締切日時から開札予定日時まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

(開札の方法)

第15条 発注担当者は、開札予定日時以降に指名通知書等で指定した場所において立会人の下速やかに開札を執行するものとする。

(立会い)

第16条 発注担当者は、入札参加者が開札に立ち会うことを希望したときは、これを認

めなければならない。

- 2 入札参加者は、開札への立会いを希望するときは、開札予定日から起算して1営業日前の午後4時までに電話により申し込まなければならない。
- 3 発注担当者は、開札に立ち会う入札参加者がいないときは、入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

(無効)

第17条 入札参加者から提出された入札書が次の各号のいずれかに該当するときは、これを無効とする。

- (1) 入札金額等の必要な事項が記載されていないもの
- (2) 積算内訳書等の添付を要する郵便入札案件で、積算内訳書等が添付されていないもの
- (3) 入札書受付締切日時以降に到着したもの
- (4) 一般書留又は簡易書留により提出されていないもの
- (5) 代表者の押印がないもの

(くじの実施)

第18条 発注担当者は、落札又は落札候補となるべき金額を入札した者が複数ありくじにより落札者又は落札候補者を決定するときは、第13条第1項第5号のくじ番号と書留の問合せ番号を用いた別に定めるくじの方法により決定する。

(費用等)

第19条 郵便入札に係る費用は、入札結果にかかわらず入札参加者の負担とする、

- 2 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が入札書受付締切日時までに到達しなかったことに対して発注担当者に対し異議を申し立てることはできない。
- 3 入札参加者は、この基準を了知していないことを理由として、入札後に異議を申し立てることができない。

(その他)

第20条 この基準は、電子入札(ぐんま電子入札共同システムを使用して電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する入札及び見積り合せに係る業務をいう。)を執行するための経過的な取扱いとする。

附 則

この基準は、令和4年12月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和8年10月9日から施行し、同日以後に入札公告を行い、又は指名通知を行った案件について適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第3号の規定は、令和9年1月1日以後に開札を行う入札について適用し、同日前に開札を行う入札については、なお従前の例による。